資　料　４－２

大阪府における障がい者虐待防止の取組

大阪府福祉部障がい福祉室

大阪府における障がい児者虐待の状況

○　近年（平成19～21年度）監査等により判明した虐待事案が急激に増加

○　22年度でも5件の施設内虐待事案が大きく報道されるなど、大阪府における障がい児者虐待事案の発生状況は、他の都道府県と比べても顕著な状況

これまでの施設内虐待事案の分析

○　施設において施設外部との交流・関係が希薄になりやすく、「この程度の行為はやむを得ない」との感覚があった。

○　障がい特性への理解不足等から行動障がいへの対応に苦慮し力で押さえつける支援を行っていた。

○　施設内で利用者支援についてのノウハウの蓄積がなかった。

対 応 策 の 考 え 方

全国社会福祉協議会が行った「障がい者支援施設等における虐待防止等のための取り組みに関するアンケート調査」によれば、外部からのチェックが虐待防止に役立つと答えた施設が９割以上。

◆　施設への外部の視点の導入

◆　施設職員の意識・支援技術の向上（ノウハウの蓄積）

◆　虐待事例等の収集・分析・検証と虐待防止支援策への反映

障がい児者施設等サービス改善支援事業

（平成23年度から3か年の知事重点事業）

ポイント

◆　第三者が施設を訪問しサービス改善を支援（都道府県レベルでは全国初）

◆　「施設内虐待ゼロ」を目標に対話型の手法により施設自らの改革を支援

⇒　行政と施設との新しい「協働」モデルの提案であり、大阪型障がい児者虐待防止システムの構築をめざす

概　要

【サービス改善支援員派遣事業】

○府所管の全入所施設（115施設）を対象

○社会福祉士など障がい福祉専門職が2人組で5日を標準に施設を訪問

○半日程度滞在し利用者、支援者等と会話・交流

○支援内容の確認、日中活動等への参加

○課題の整理や改善手法の提案、助言、工夫事例の紹介

連携

【虐待防止支援チーム】

○社会福祉、医療、司法の専門家で構成される合議体

○サービス改善支援員から提出された施設ごとの課題整理票を確認・評価

⇒評価内容に応じた支援策の検討
（ex府立施設を活用した強度行動障がいへの対応に関する専門研修・人的交流）

○マニュアルの作成

○国への政策提言

サービス改善支援員派遣事業を通じて見えてきたもの

参考となる取り組みの例

○　定期的な「オープン施設」の開催やボランティア、実習生の受入れなど、地域との交流や外部の視点を導入する取組を実施。
○　身体拘束や支援困難ケースについて、外部から専門家を招聘して助言等を得ている。
○　利用者の年金等を預かり管理する際、監査を実施する等チェック機能を確保。
○　言葉によるコミュニケーションが苦手な利用者に対して、絵カード等をうまく活用。

課題となる事例

○　身体拘束に該当するかの線引きが難しいこともあるが、適切な判断がなされていないことがある。
○　「ちゃん付け」呼称など、第三者からみると違和感があるケースがある。
○　身体的虐待のみを虐待と捉え、自分の施設には関わりないものと認識している場合がある。
　⇒　威圧的な態度や言葉使いは、虐待に該当する場合や虐待の芽となる可能性がある。
○　利用者の年金等を預かり管理する際、一律的な管理を行っている。
○　離職率が高く、ノウハウが蓄積できず、行動障がいへの対応で職員が疲弊し、結果、職員が辞めてしまうという負の連鎖が生じているケースがある。

◆　対話型の手法が機能すれば、「内からの改革」のきっかけになり得る。
◆　今後、身体拘束についての詳細なマニュアルの作成が必要。
◆　虐待防止への取組というより「個別の支援」ができているか否かが結局最大のポイント。

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年6月24日）の概要

目　的

障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

定　義

1　「障害者」とは、身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう（改正後障害者基本法2条１号）。

2　「障害者虐待」とは、①養護者による障害者虐待、②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待、③使用者による障害者虐待をいう。

虐待防止施策

1　何人も障害者を虐待してはならない旨の規定、障害者の虐待の防止に係る国等の責務規定、障害者虐待の早期発見の努力義務規定を置く。

2　障害者虐待防止等に係る具体的スキームを定める。

養護者による障害者虐待

［市町村の責務］　相談等、居室確保、連携確保

［スキーム］

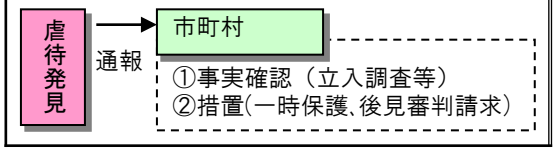

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

［設置者等の責務］　当該施設等における障害者に対する虐待防止等のための措置を実施

［スキーム］

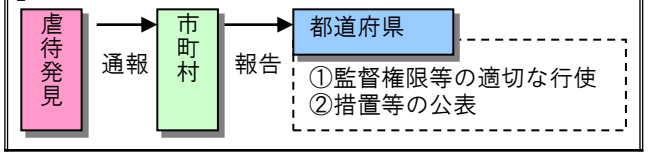

使用者による障害者虐待

［事業主の責務］　当該事業所における障害者に対する虐待防止等のための措置を実施

［スキーム］

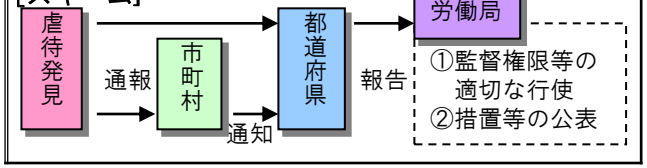

3　就学する障害者、保育所等に通う障害者及び医療機関を利用する障害者に対する虐待への対応について、その防止等のための措置の実施を学校の長、保育所等の長及び医療機関の管理者に義務付ける。

その他

1　市町村・都道府県の部局又は施設に、障害者虐待対応窓口等となる「市町村障害者虐待防止センター」・「都道府県障害者権利擁護センター」としての機能を果たさせる。

2　政府は、障害者虐待の防止等に関する制度について、この法律の施行後３年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

3　平成２４年１０月１日から施行する。

※ 虐待防止スキームについては、家庭の障害児には児童虐待防止法を、施設入所等障害者には施設等の種類（障害者施設等、児童養護施設等、養介護施設等）に応じてこの法律、児童福祉法又は高齢者虐待防止法を、家庭の高齢障害者にはこの法律及び高齢者虐待防止法を、それぞれ適用。

障がい者虐待防止に関する平成24年度予算（案）について

○　施設内虐待ゼロをめざし、第三者を派遣し施設自らのサービス改善を支援する事業を核とする「障がい児者虐待防止対策支援事業」や被虐待障がい児への専門的なケアの充実等を図る「被虐待障がい児緊急保護体制整備事業」をついて、引き続き、実施する。（平成23年度事業開始。両事業とも知事重点事業に選定）

○　障害者虐待防止法が平成24年10月1日から施行されることを踏まえ、　同法における都道府県の責務・役割が果たしていくため、体制強化・充実を図る。

平成23年度当初予算

障がい児者虐待防止対策支援事業

27，031千円

(1)虐待防止支援チームの運営

施設のサービス内容を評価し、評価内容に応じた支援策の提言等を実施

(2)サービス改善支援員派遣事業

施設に第三者としてサービス改善支援員を派遣し、施設自らのサービス改善の取組みを支援

(3)虐待防止に関する実践的研修

障がい福祉サービス事業所等の管理者等を対象に、虐待防止に向けた専門的な研修を実施

被虐待障がい児緊急保護体制整備事業

16，917千円

府立知的障がい児施設において、被虐待障がい児の心理的ケアを行うとともに、民間知的障がい児施設における療育環境の改善を図り、被虐待障がい児への専門的ケアを充実

知事重点事業として、引き続き実施

障害者虐待防止法における主な府の役割・責務

○連携協力体制の整備　（法第4条・第39条）

○専門的人材等の確保及び資質向上を図るための措置（研修等）（法第4条・第38条）

○　障がい者権利擁護センターとしての機能の発揮　（法第36条）

- 使用者による虐待対応（法第22条）
- 市町村支援
- 相談、情報提供、連絡調整等
- 情報収集、分析、提供（法第42条）
- 制度等の広報啓発（法第4条）
- 虐待防止等のための必要な支援

○障がい者権利擁護センター等の周知（法第40条）

○虐待を受けた障がい者の自立支援（法第41条）

○事例分析、予防・早期発見方策等の調査研究（法第42条）

○成年後見制度利用促進（法第44条）

平成24年度予算（案）

障がい児者虐待防止対策支援事業

26，620千円

(1)虐待防止支援チームの運営
(2)サービス改善支援員派遣事業
(3)虐待防止に関する実践的研修

被虐待障がい児緊急保護体制整備事業

9，464千円

障害者虐待防止法推進事業（案）

1，789千円

(1)　（仮称）虐待防止推進会議の運営

○　虐待防止等に係る具体的方策の協議、虐待対応の検証、関係機関との連携体制の確保等のための会議を設置・運営

(2)　虐待防止・対応力強化の研修

○　虐待防止や虐待対応に係る職務に携わる人材の資質向上に向けた研修を実施

(3)　専門性強化事業

○　障がい者虐待対応において、法的・医学的等の専門的助言を得る体制を確保

(4)　広報啓発事業

○　障害者虐待防止法における通報や救済制度等を周知